**平成２８年（フ）第１８５７号**
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目20番１号
破産者　菊池　　徹
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５号**
長野県小諸市市町１丁目４番19号
破産者　笠間　和彦
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第５１号**
長野県佐久市平賀4238番地５
破産者　小林都紀久
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第５１号**
岐阜市水海道１丁目５番６―102号(岐東コーポラス)、開始決定時の住所岐阜市水海道１―５―５　岐東コーポラス102
破産者　水野　　豊
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第２６号**
愛知県北名古屋市六ツ師高台64番地１、開始決定時の住所岐阜県可児市下恵土1475番地２
破産者　皿井　広太
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第３８号**
岐阜県可児市川合410番地　チャームタウンゴールドストーン201、前住所岐阜県可児市菅刈406番地１　プチファインＭＫⅡ―Ｂ102
破産者　近藤　英司
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２７年（フ）第３０７号**
愛知県豊田市元宮町１丁目24番地　セントラルバレイ元宮103号
破産者　酒井　勝則
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１７８号**
愛知県岡崎市久後崎町字本郷南12番地　パークシティ久後崎504、開始決定時の住所愛知県岡崎市栄町４丁目62番地　アーバンライフ栄905
破産者　藤中　政喜
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２２５号**
愛知県岡崎市北野町字一番訳31番地１　グランビューＨ．Ｓ　303
破産者　愛知ホームこと　水上　貴宏
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２４号**
鳥取県鳥取市青葉町２丁目204番地３　フローレンス青葉町グランドアーク1003号
破産者　三田　大器
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第７６１号**
広島市南区翠４丁目６番22―302号
破産者　マルアキ水産こと　秋村　信行
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１００号**
香川県高松市伏石町2172番地７ロイヤルガーデン伏石第２　705、開始決定時の住所香川県高松市伏石町2163番地19エールスクェア伏石702
破産者　三谷　孝博
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第２３号**
香川県善通寺市上吉田町６丁目11番43号　フォブールソレイユＢ―202
破産者　貞廣　昭芳
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２８年（フ）第１３号**
香川県三豊市三野町大見甲4017番地１
破産者　田尾　公一
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２８年（フ）第４９８号**
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
破産者　伊藤　茂樹
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１８８号**
宮崎市丸山１丁目89番地　ビューティフルアース２番館201号
破産者　酒井　智啓
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２１４号**
宮崎県児湯郡新富町大字日置963番地18
破産者　市元　久光
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２４９号**
宮崎市西池町７番16号　西池セントラルハイツ301号
破産者　仲　　清美
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係